栃木県豪雪地帯対策基本計画

平成 1 4 年 8 月

栃 木 県

栃木県豪雪地帯対策基本計画 目次

第	1	豪雪地帯の振興に関する基本的な事項
	1	計画策定の趣旨1
	2	計画の基本的方向1
第	2	交通及び通信の確保に関する事項
	1	道路交通の確保
	2	通信の確保及び高度情報化の推進5
第	3	農林業、商工業等の振興に関する事項
	1	農業の振興6
	2	林業の振興7
	3	工業及び新しい産業の振興8
	4	商業サービス業等の振興 9
	5	雇用対策の推進 1 0
第	4	生活環境施設等の整備等に関する事項
	1	教育環境の向上 1 1
	2	保健衛生施設の整備等1 2
	3	医療体制の整備
	4	介護・福祉サービス供給体制の整備等1 4
	5	居住環境の向上
	6	消防防災体制の整備16
第	5	県土保全施設の整備及び環境の保全に関する事項
	1	県土保全施設の整備17
	2	環境保全対策の推進17
第	6	除排雪についての住民協力体制の整備及び地域の特性を活かした
	1	地域間交流の促進等に関する事項
	1	地域ぐるみの除排雪の推進19
	2	多様な主体の参加と連携による地域間交流の推進
第	7	雪に関する調査研究の総合的な推進及び気象情報等の収集・提供
	,	体制に関する事項
	1	調査研究の推進 2 1
	2	気象情報等の収集・提供体制の充実2 1

第1 豪雪地帯の振興に関する基本的な事項

1 計画策定の趣旨

本県においては、49市町村のうち県北部に位置する6市町村(日光市・黒磯市・栗山村・藤原町・那須町・塩原町)が「豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)」に基づく豪雪地帯に指定されています。

これらの市町村は、県の総合計画「とちぎ21世紀プラン」において「那須フロンティアゾーン」及び「日光みどりと文化ゾーン」に位置づけられ、日光国立公園に代表される優れた自然環境や輝かしい歴史・文化資源を有し、首都圏はもとより我が国を代表する観光・リゾート地域として親しまれています。

一方、豪雪地帯は、降積雪期になると、人的被害のほか、道路の通行止めや 交通機関の麻痺などが生じ、産業面、生活面への様々な影響が生じています。

また、この地域の多くが中山間地域であり、若年層の流出による過疎化や高齢化といった深刻な問題を抱えています。こうした状況に的確に対応し、活力と魅力ある地域づくりを進めていくためには、地域の特性を活かした各種産業の振興に取り組むとともに、地域ならではの文化を育て、交流や定住の場として、地域社会の形成を図っていくことが重要な課題となっています。

このようなことから、本計画は、克雪対策はもとより利雪・親雪対策を総合的に講じていく上での基本的な方向を示し、活力と美しさに満ちた郷土"とちぎ"づくりを実現していくために定めるものです。

2 施策の基本的方向

克雪対策の充実と利雪・親雪対策の多様な展開を図り、安心して快適に暮らすことのできる地域づくりを推進するため、地域の実情や社会情勢の変化に的確に対応した総合的な雪対策を計画的に進めます。

このため、次の4項目を基本として施策の展開を図ります。

ア 雪に強く安全な生活基盤づくり

冬期間における快適な日常生活と円滑な産業経済活動を維持発展させていくために、雪に強く安全な交通、通信機能の確保及び高度情報化の推進に努めます。

また、地すべり等雪による災害を防止し、安全な県土を形成するため、治山・治水等の県土保全施設の整備を推進するとともに、自然環境の保全や景観の維持・向上に努めます。

イ 冬期における安心して快適に暮らせる環境づくり

降積雪期においても、快適で安心できる生活空間を創造するために、計画 的なまちづくりを展開し、道路や上下水道等の生活基盤施設の整備や地域住 民の日常生活に密着した教育、保健、医療、福祉等の充実を図ります。

ウ 地域の特性を活かした活力ある地域づくり

豪雪地帯の活性化を図るため、恵まれた水資源や自然環境等を活かした特色ある産業の振興を図るとともに、農林業に対する雪害防止対策に努めます。

エ 雪を活かした魅力ある地域づくり

活力ある魅力的な地域づくりを推進していくためには、雪が持っている価値を積極的に評価して、地域資源としていくことが重要です。

したがって、新しい発想や創意工夫に基づく利雪・親雪対策の推進によって、地域間交流を促進するなど個性ある魅力的な地域づくりを推進します。

第2 交通及び通信の確保に関する事項

1 交通の確保

【施策の方向】

冬期間における安全で円滑な交通の確保は、保健、医療、福祉、消防防災等の住民の安全な生活の確保、産業経済活動の向上及び地域間交流の促進の観点から、重要な課題となっています。

このため、地域の実情に対応した交通体系の整備を推進するとともに、安全で円滑な道路交通の確保に努めます。

【施策の概要】

(1) 道路の整備

冬期間積雪により交通困難となっている区間については、道路整備を 充実し、その解消に努めます。

道路整備にあたっては、雪害の防除や除雪作業を考慮した路線の計画 選定を行います。

積雪、凍結等により、冬期間交通が危険な箇所については、消融雪システムや路面凍結防止システムの導入を促進します。

(2) 除排雪体制の充実

国、県及び市町村の各道路管理者が相互に連携し、綿密な除雪体制のもと、必要時に迅速に対応できるよう、効率的な除雪作業に努めます。

除雪機械の整備充実を図るとともに、道路状況に適応した機械・人員の配置を推進します。

歩道除雪については、歩道除雪機械の確保を図るとともに、通勤、通学など利用頻度の高い区間について、地域住民の協力を得ながら、除雪に努めます。

冬期間交通不能区間については、春先除雪により交通不能期間の短縮 に努めます。

(3) 防雪施設の整備

積雪量の特に多い箇所、地吹雪により視程の障害が著しい区間等については、スノーシェッドやスノーシェルター等の防雪施設の整備を図ります。

(4) 凍雪害の防止

機械除雪による排雪を円滑にするとともに、機械除雪による排雪が困難で車道幅員の確保ができず交通隘路となる箇所を解消するため、堆雪幅の確保や排雪施設の整備に努めます。

凍結抑制対策の充実を図るため、凍結抑制散布車を活用し、路面状況・気象条件等に対応した散布作業を実施します。

(5) 市街地における道路交通の確保

冬期における都市機能の確保を図るため、都市の特性や沿道の条件に応じて、消融雪施設の整備等、積雪、堆雪に考慮した道路の整備に努めます。

除雪作業の円滑化と安全で快適な歩行空間を確保するため、道路標識等の設置位置に配慮した道路整備を行います。

(6) 集落内における道路交通の確保

集落内の日常生活道路については、消雪パイプ等の消融雪施設の整備を促進するとともに、住民協力のもとに除排雪を行い、冬期道路交通の確保を図ります。

(7) 交通安全施設等の整備

降雪時で視界が悪いときに運転者の視線を誘導し、進行方向の道路幅 や線型(形状)を的確に案内するため、スノーポール等を整備します。

除雪の支障となる違法駐車や、積雪・凍結時における滑り止め装着についての指導取り締まりに努めるとともに、気象状況に応じた適切な交通規制を行います。

道路情報提供装置や気象情報観測システムを活用し、降積雪の状況や路面状況に関する情報提供の充実・強化に努めます。

(8) バスによる交通の確保

路線バスは、地域住民の日常生活にとって重要交通の手段であることから地域の実情に応じた適切な交通サービス体制の確保に努めます。

積雪時における円滑道路交通を確保するため、マイカー利用者に対し、 バス等の公共交通機関を利用するよう啓発します。

バス路線など集落間を結ぶ道路については、住民の生活路線として優 先的な除雪に努めます。

都市部においては、バス優先レーンの設置を進め、定時制・定速性を 確保するなど、利用者の利便性の向上に努めます。

2 通信の確保及び高度情報化の推進

【施策の方向】

情報通信は、日常生活や社会活動を維持していく上で欠くことのできない ものとなっています。

また、情報化の進展は、豪雪地帯の不利な条件を克服する可能性を有しており、生活の向上及び産業活動の円滑化を図るため、情報通信ネットワークの整備等高度情報化を推進します。

【施策の概要】

全国の地方自治体を相互に接続するネットワークが整備されることに対応して、県内の行政機関相互を接続し、大量のデータ通信や高度情報システムへの対応を可能とする大容量の基幹回線の整備に努めます。

衛星通信ネットワークの活用等により、情報通信基盤の高度化を促進 します。

音声や動画などの高速・大容量通信に対応した加入者線網(通信回線) の光ファイバー化を促進します。

情報化による行政サービスの向上や一層の地域振興を図るため、市町村の電子自治体化、各公共施設等のネットワーク化及び地域情報システムの整備を促進します。

地域住民が情報通信機器や情報システムを使いこなせる情報処理能力の向上やその必要性の啓発普及に努めます。

第3 農林業、商工業等の振興に関する事項

1 農業の振興

【施策の方向】

本県の豪雪地帯の多くは中山間地域であることから、冬期間の降積雪や低温などの気象条件により、農地の利用が制約を受ける一方、多様な地形や冷涼な気候、豊かな自然など豊かな地域資源を持ち、さらには首都圏に位置する地理的な優位性を有しています。

このため、この地域にあった生産基盤の整備・充実を図りつつ、収益性の 高い農業の振興を図ります。

【施策の概要】

(1) 地域特性を活かした農業の振興

冷涼な気候や昼と夜の温度較差を活かした野菜・花き等の農作物の主産地形成を推進し、収益性の高い農業経営を確立します。

地域条件に適合した農業生産基盤の整備を推進します。

越冬作物の生産安定を図るため、排水溝の整備を促進するとともに、 耐雪性品種の作付けを促進します。

果樹等の積雪による枝折れ、倒木を防止するため、支柱による補強、粗せん定や大枝等のせん除等の徹底を図るとともに、苗木や若木では結束等の対策を推進します。

積雪期に利用するパイプハウス等の農業施設については、積雪荷重を 十分考慮した施設の普及を図ります。

品種改良や新品種開発により、生産や品質、収穫量の向上を図ります。 体験農園やふれあい牧場などの体験交流の整備やインストラクター の育成確保等により、大都市に近い地理的条件と豊かな自然や温泉資源 を活かした、とちぎのグリーンツーリズムを推進します。

(2) 農地等の適正管理

農地等の適正管理の観点を踏まえて、中山間地域等直接支払制度を実施します。

耕作放棄地について、新たな作付けのための条件整備等を進め、農業 的利用の促進を図ります。

2 林業の振興

【施策の方向】

豪雪地帯における林業については、冠雪による倒木、枝折れ等の被害が生じることから、適正な森林管理により、健全な森林の育成と県産材の安定的な生産・供給に努めるとともに、地域の特性に対応した多様で効率的な森林施業を推進し、水資源の確保や保健休養など公益的な機能の維持・増進を図ります。

【施策の概要】

(1)豪雪に対応した森林施業

針葉樹林・広葉樹林・針広混交林施業や、複層林・長伐期施業等、地域の特性にあった多様な森林整備を促進します。

幼若齢期の保育管理や除間伐等の徹底により、森林の保護、管理の充 実を図ります。

(2) 活力ある林業・木材産業づくり

森林の持つ公益的機能の高度発揮や効率的な林業経営の基盤となる 林道等の整備を図るとともに、林道と森林施業対象地を有機的に連結す る作業道等を整備し、高性能林業機械等の導入を可能とする林道網の整 備を進めます。

併せて豊かな森林、活力ある林業を進めるために豪雪地帯の生活環境 の改善や災害時の迂回路となる林道の整備を図ります。

木材の生産体制の整備、木材の高度加工の施設などの加工・流通体制の整備を促進します。

特用林産物の生産振興を図るため、しいたけなどの栽培技術の確立、 加工施設の整備及び生産者組織の育成強化を図ります。

(3) 森林の多面的機能の発揮

森林は、豪雪地帯の自然環境を形成する主要な要素であり、森林が持つ山地災害の防止、水源のかん養、保健休養、自然環境の保全等の公益的、多面的機能が高度に発揮されるよう、育成天然林施業、地域の実態に適合した森林施業など森林の適正な管理と治山事業を計画的に推進します。

森林レクリエーションに対応するため、自然環境と調和を図りながら、 森林公園の整備など森林空間の総合的な利用を促進します。

3 工業及び新しい産業の振興

【施策の方向】

地場産業等の地域に根ざした産業の振興を図るとともに、情報産業等、時代の変化に対応した新しい産業の創出等を推進することにより、活力ある地域づくりを推進し、所得の向上と安定した雇用の確保を図ります。

【施策の概要】

豪雪地帯にある地域資源を有効に活かした伝統工芸品産業の振興を図るとともに、市場ニーズを的確に捉えた売れる県産品づくりを目指し、地場産品の開発・育成や販路拡大、消費者へのPR等ふるさと産業興しを進めます。

研究開発から事業化に至る総合的な支援体制を整備し、地域の産業資源を有効に活用した新たな事業の創出等を促進します。

県融資制度等の充実や、研修会・経営診断の実施等により、中小企業 の資金の円滑化や経営管理能力の向上に努めます。

4 商業サービス業等の振興

【施策の方向】

豪雪地帯が有する地域資源、豊かな自然、美しい景観、地域文化等の優れた魅力や特性を活かし、環境保全に配慮しながら、地場産品の振興、体験型・交流型の観光・レクリエーション産業の振興や滞在交流型の魅力ある観光・リゾート地の形成を促進します。

【施策の概要】

(1) 商業の振興

個々の商店街等の特性を生かした統一コンセプトづくりに基づく景観や施設等の整備を促進します。

地域資源を活用した商品開発やブランド化の支援等により、地場産品の振興を図ります。

空き店舗の活用や商店街の賑わいを創出する住民参加型のイベント 等を支援し、商店街の活性化を促進します。

(2) 運輸業及び建設業の振興

運輸業については、降積雪の影響に左右されない円滑な輸送を確保するため、道路除雪の徹底など積雪期の交通の確保に努めます。

建設業については、通年施行体制の推進、公共工事の早期発注等に努めます。

(3) 観光・リゾートの振興

東北自動車道や北関東自動車道など広域高速交通網を活用し、隣接県との連携のもと、海外からの誘客も視野に入れた、雪景色、温泉、スキー等をメインにした広域観光の振興に努めます。

豊かな自然環境や美しい景観に配慮しながら、「日光・那須リゾートライン構想」等を推進し、既存の観光資源と調和したリゾート地域の振興を図ります。

豊かな自然や四季折々の行事等を活かした地域イメージを確立するとともに、都市住民との交流を促進するための施設整備等を促進します。

豪雪地帯の特性を活かしたアウトドアレジャーの振興を図るため、スキー場をはじめ、遊歩道、トレッキングコース、キャンプ場などの整備を促進します。

地域住民と交流をしたり、地域イベント等に参加することのできる、 雪を活用した魅力的な交流・体験型の観光プログラムの開発を促進しま す。

5 雇用対策の推進

【施策の方向】

労働者の職業能力の開発・向上を図るため、公共及び民間の職業開発能力開発機能の整備充実を図るとともに、関係機関との連携を図りながら、雇用の安定と促進を図ります。

【施策の概要】

公共及び民間の職業能力開発機能の整備充実を図り、産業構造の変化 や技術革新の進展に対応した職業能力の開発に努めます。

新規学卒者に対する求人・企業情報の提供、就職相談会や合同面接会を開催し、人材の確保と地元定着を図ります。

セミナー開催や各種啓発等により、高齢者、障害者の雇用の促進を図ります。

第4 生活環境施設等の整備等に関する事項

1 教育環境の向上

【施策の方向】

降積雪は、学校等の教育関係施設や児童・生徒の通学に大きな支障となっていることから、構造上危険な状態にある施設を改善し、通学の安全を確保するなど快適で安全な教育環境の整備に努めます。

また、地域に対する誇りや愛着を持ち、雪に親しみ雪と共生できるよう、 学校、家庭、地域社会において、ウインタースポーツや自然学習など地域の 特性を活用した学習に積極的に取り組みます。

【施策の概要】

(1) 通学の安全の確保

通学路の歩道、信号機、横断歩道、道路標識等の交通安全施設の整備を図るとともに、地域住民の協力を得ながら、歩道の除排雪に努めます。

(2) 雪に親しむ教育の充実等

雪の持つ多面性についての理解促進のため、雪を教材とした学習プログラムの実施など、市町村等の行う雪に親しむ機会の提供、事業の実施に対して支援します。

地域の担い手となる人材養成のため、児童生徒に対する、地域への誇りや郷土愛を育む地域の歴史、文化等を学習する機会を拡大します。

(3) 社会教育施設等の整備

異世代間の交流や生涯学習の拠点である公民館、図書館、自然の家等の活動の場の確保に努めます。

雪対策を考慮した施設の配置、緊急時の避難場所としても対応できる 施設の整備及び駐車場の確保に努めます。

スキー競技など冬期スポーツの振興を図るため、指導者の充実に努め ます。

2 保健衛生施設の整備等

【施策の方向】

冬期における地域住民の快適な生活を確保するため、生活環境の整備や保健衛生サービス体制の充実を図っていく必要があります。

また、降積雪期には、運動不足など健康を阻害する要因が発生するため、健康づくりを積極的に支援します。

【施策の概要】

(1) 水道施設等の整備

積雪や凍結に強い上水道・簡易水道施設の整備・拡充を促進します。 既存水源を効率的に利用し、その保全を図りながら、生活用水の安定 的な確保・供給に努めます。

(2) 下水処理施設の整備

地域の実情に応じ、公共下水道、農業集落排水処理施設、コミュニティ プラント、合併処理浄化槽の整備を推進することにより、快適な生活環境 を確保するとともに、公共用水域の水質保全を図ります。

(3) 廃棄物処理体制の整備

積雪期においても、収集処理が行えるよう道路除雪に努めます。 ごみの減量化や再生利用の推進を図るとともに、処理施設の計画的な 整備を促進します。

(4) 市町村保健センター等の整備

市町村における健康相談、保健指導及び健康診査などの拠点として、市町村保健センターの整備・充実と多面的な利用を促進します。

(5) 冬期における健康づくりの推進

降雪期には、運動不足、食生活のかたよりなどにより地域住民の健康を 阻害する要因が発生することから、健康相談や健康診断後の事後指導など、 健康づくりのための施策を推進します。

3 医療体制の整備

【施策の方向】

冬期間においても地域住民が必要な医療サービスを受けられるよう、医療 提供体制の整備を図ります。

【施策の概要】

(1) 地域における医療の確保

へき地に従事する医師や看護婦等の医療従事者の確保に努めます。

地域の実情や要望等を勘案しながら、必要に応じてへき地診療所や公的医療機関の整備を促進するとともに、地域医療を担う民間医療機関の整備を支援します。

地域の実情や要望等を勘案しながら、計画的、継続的な巡回診療の実 施体制を支援します。

(2) 地域医療支援体制の充実

へき地中核病院の整備・充実を図り、無医地区等における医療の確保 及び支援体制の充実に努めます。

かかりつけ医の機能強化のため、診療所と病院等医療機関相互の連携強化や地域医療支援病院の整備等、地域的な支援体制の充実を図ります。

二次保健医療圏ごとの実状に応じた適切な病床の確保を図ります。

(3) 搬送体制等の確保

広大な面積や山間・豪雪地帯という特性から、患者搬送車やヘリコプター等の活用を含めた救急搬送体制の確保に努めます。

積雪や路面凍結等により、医療機関への搬送に時間を要する場合に備えて、応急手当に関する普及啓発を推進します。

4 介護・福祉サービス供給体制の整備等

【施策の方向】

高齢者、障害者、傷病者などの世帯が冬期間においても安心して生活できるよう、介護・福祉サービス供給体制の整備を促進するとともに、緊急通報システムの導入などにより高齢者世帯等の孤立防止を図ります。

【施策の概要】

(1) 介護福祉施設等の整備

ひとり暮らしなどの生活支援が必要な高齢者を対象としたケアハウスや高齢者生活支援ハウス、シルバーハウジング等の整備を促進します。 特別養護老人ホームや介護老人保健施設などの介護保健施設の計画 的な整備と既存施設の質的改善を促進します。

(2) 介護サービス等の充実

ひとり暮らし高齢者などが安心して自立した生活を送れるよう、配食、 外出支援などの介護予防・生活支援サービスの充実を図ります。

在宅障害者に対する在宅サービスの利用援助を総合的に行い、地域生活支援の充実を図ります。

訪問介護等在宅サービスの利用促進に努めるとともに、緊急通報システムなど緊急事態に素早く対応できる体制の整備を促進します。

介護を必要とする障害者に対し、保健・医療と連携した在宅福祉サービスの充実を図ります。

地域住民の広範な参加や地域外からのボランティア、NPO等の協力 も得ながら、日常的に高齢者の生活を支援する体制づくりに努めます。

5 居住環境の向上

【施策の方向】

住宅のバリアフリー化等、高齢化の進行や核家族化に対応した家づくり、 まちづくりを進めます。

また、降積雪期においても雪に強く安全で快適な生活を営むことのできる 市街地の形成を促進します。

【施策の概要】

(1) 快適でゆとりある住宅市街地の形成

高齢者の安心できる住居を確保するため、バリアフリー化及び緊急通報装置等を備えた高齢者専用の賃貸住宅の供給を促進します。

公的資金の融資や補助制度の普及・啓蒙を図り、積極的な活用を促進します。

住宅事情や地域特性に応じた住宅政策を総合的かつ計画的に推進するため、市町村による住宅マスタープランの策定を促進します。

緊急時の避難場所、応急活動拠点としても活用される公共建築物の克 雪化を進めます。

(2) 快適なまちづくり

市街地再開発事業等により、雪に強く、快適で魅力あるまちづくりを推進します。

街路事業等により、雪に強く、冬期においても賑わいのある街路の整備を推進します。

都市公園事業により、冬期間の利用も考慮した都市公園の整備を推進 します。

良好な生活空間をつくるため、雪景色等の地域の特性を活かし、周辺環境と調和した施設づくりを進めるなど景観と環境に配慮したまちづくりに努めます。

農山村部においては、農業生産基盤と一体的に、農村公園、農業集落排水施設、集落道、集落防災安全施設などの生活環境基盤の整備を促進します。

(3) 克雪用水の確保等

河川や地下水、非かんがい期の農業用水の利用などにより、克雪用水の安定的な確保に努めるとともに、無散水消雪施設の活用などにより水の有効利用を推進します。

6 消防防災体制の整備

【施策の方向】

積雪は、消火栓など消防施設の使用を困難にするほか、交通に障害を発生させ、消防活動に支障をきたすことから、防火防災のための広報活動の推進、消防水利の確保等消防力の充実を図るとともに、雪害や積雪期の大規模地震等に対する防災体制の強化に努めます。

【施策の概要】

市町村及び消防など防災関係機関と連携をとりながら、積雪時の火災 予防の徹底、消防救急・救助体制の強化を図ります。

さらに、上記機関と連携を図りながら、栃木県消防防災航空隊のヘリコプターを活用し、物資の運搬及び人命の救急救助にあたります。

防災行政ネットワーク等を活用し、気象予警報等を迅速、的確に把握 し、防災関係機関への伝達を図ります。

また、災害時には、より効果的な情報を伝達するシステムの導入を促進します。

屋根雪の落下等による事故を防止するため、安全対策の普及・啓発等 に努めます。

豪雪時においては、道路交通や鉄道輸送の停滞が生じやすいほか、雪崩等の災害により、尊い人命や財産あるいは公共施設等に甚大な被害が発生する恐れもあることから、県民生活や社会活動の円滑な運営と安全性を確保するため、市町村や関係機関と連携をとりながら、予防・応急・復旧対策に万全を期します。

第5 県土保全施設の整備及び環境の保全に関する事項

1 県土保全施設の整備

【施策の方向】

降積雪にともなう災害を防止し、冬期における生活や社会活動の円滑な運営と安全性を確保するため、治山・治水事業等を総合的に実施するとともに、 災害発生の予測、避難体制の整備強化に努めます。

【施策の概要】

雪崩危険箇所に居住する住民や旅館利用者の安全を確保するため、効率的かつ重点的な雪崩対策事業を推進します。

森林が果たしている雪崩防止機能を高度に発揮させるため、間伐や複層林の整備、荒廃地の復旧など森林機能の維持増進を図ります。

融雪に伴う地すべり災害等を未然に防止するため、土砂災害危険区域等の指定を適切に行うとともに、土砂災害防止施設の整備を計画的に推進します。

融雪出水災害等を防止するため、河川改修を進めるとともに、ダム等による治水施設の整備を図ります。

防災行政ネットワーク等を活用し、河川・砂防等情報を迅速、的確に 把握するとともに、異常時における水防活動、警戒・避難活動を充実し ます。

森林が果たしている保水機能の効果を増大させるため、森林の整備を 図ります。

2 環境保全対策の推進

【施策の方向】

雪国の豊かな自然環境や多様な生態系を、美しく健全な状態で将来の世代 に引き継いでいくため、循環を基調とした持続可能な地域社会の形成及び自 然との共生を基本理念とした、環境の保全や景観の維持、向上を図るための施策を推進します。

【施策の概要】

住民、事業者、行政それぞれが適切な役割分担と協力のもとに、積極的な環境保全活動に取り組みます。

環境影響評価制度の普及を図るとともに、制度の適切かつ円滑な実施により、環境の保全に努めます。

自然との共生や環境保全に関する環境学習や啓発を進めるとともに、 自然とふれあう体験機会の充実、自然とのふれあいの場の整備を図りま す。

優れた自然環境や歴史的・文化的な景観を県民共有の財産として大切に保全していくため、県景観条例を制定するなど、地域の景観づくりを 積極的に推進します。

大気・水・土壌環境の保全、化学物質による環境汚染の未然防止等に ついて、事業者に対する法令による指導や県民への啓発を推進します。

第 6 除排雪についての住民協力体制の整備及び地域の特性 を活かした地域間交流の促進等に関する事項

1 地域ぐるみ除排雪の推進

【施策の方向】

大型機械による除排雪が困難な狭隘な生活用道路など、地域内の除排雪には、行政と住民が一体となった地域ぐるみの除排雪活動が不可欠です。

このため、住民の自主的な除排雪活動を促進するための施策を推進します。

【施策の概要】

冬期における安全で円滑な交通を確保するためには、地域住民及び域外ドライバー等の理解と協力が必要であり、雪道安全運転の推進や除排雪作業の円滑な実施に関して地域住民に対する意識啓発に努めます。

除排雪活動について住民の協力を求めるとともに、雪対策に関して地域住民に対する意識啓発に努めます。

2 多様な主体の参加と連携による地域間交流の推進

【施策の方向】

雪を積極的に評価し、豊かな自然、歴史、文化等の地域の特性を活かしながら、都市との交流等地域間交流を推進し、個性的で魅力的な地域づくりを促進します。

【施策の概要】

地域文化、豊かな自然、美しい景観など地域資源を活用した個性豊かな魅力的な地域社会の形成のため、多様な主体の参加と連携による地域づくりを進めます。

地域に残る伝統文化、生活文化について、豊富な知識と経験を持つ高 齢者等の参加を促進しながら、後継者の育成等継承と発展に努め、その 振興を図ります。

魅力あるグリーンツーリズムの推進を図るため、地域資源の掘り起こしや商品化に努めるとともに、雪国が持つ豊かな地域資源を活かした交流施設や滞在施設の整備を促進します。

雪をテーマとしたイベント、雪まつり、雪国体験ツアー、教育旅行等 を積極的に企画開催し、都市部との交流を促進します。

スキー場等の冬季スポーツ施設の整備を促進するとともに、冬季スポーツ競技大会の開催や、都市との交流、世代間交流等の場として活用します。

これらの地域情報の発信については、インターネット等を活用するなど効果的、効率的な発信に努めます。

第7 雪に関する調査研究の総合的な推進及び気象情報等の 収集・提供体制に関する事項

1 調査研究の推進

国や大学等の試験研究機関の研究成果を活用しながら、本県の実情に応じた各種の調査研究に努めます。

2 気象情報等の収集・提供体制の充実

気象台等関係機関との連携を一層強化し、気象情報の収集、的確な提供に努めます。

降積雪の状況や路面の状況に応じたタイムリーな情報の提供を行うため、交通情報提供装置の充実強化及び冬期気象情報システムの充実を図ります。

気象情報、道路状況及び交通情報等の各種情報の提供については、インターネットや携帯電話を活用した迅速な情報提供体制の整備に努めます。